

2020年11月27日

会社名 株式会社 めぶきフィナンシャルグループ
 代表者名 取締役社長 笹島 律夫
 (コード：7167 東証第一部)
 問合せ先 経営企画部統括部長 小松崎 光一
 (TEL 029-300-2605)

子会社の設立に関するお知らせ

当社の子会社である株式会社常陽銀行（取締役頭取 笹島律夫）ならびに株式会社足利銀行（取締役頭取 清水和幸）は、各行において銀行 100%出資による投資専門子会社を設立することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 設立の背景・目的

当社は第2次グループ中期経営計画において、基本戦略の一つに「地域とともに成長するビジネスモデルの構築」を掲げ、お客さまの成長・課題解決に向けたコンサルティング機能の強化を図るとともに、事業領域の拡大による収益機会の多様化に取り組んでおります。

2019年10月に事業承継・事業再生等に関し銀行等の議決権保有制限（いわゆる5%ルール）が緩和されたことを受け、当社ではファンド運営及び積極的なエクイティ投資をはじめとした金融仲介機能の充実を図ることを目的に、両子銀行において投資専門子会社を設立することと致しました。

当社グループは、両投資専門子会社を活用した、ベンチャー企業の育成・支援や事業承継・事業再生に取り組む企業への資金提供、経営支援を積極的に行うとともに、より質の高い総合金融サービスの提供を通じて、地域社会の持続的成長に貢献してまいります。

2. 設立する子会社の概要

(1) 株式会社常陽銀行にて設立する子会社

株式会社常陽銀行は、当局への事前届出を前提として、2004年3月より茨城県内を中心に事業再生に特化したファンドの組成・運営を行ってきた「いばらきクリエイト株式会社」(※)の全株式を取得し、完全子会社化いたします。

また、本件後、取引先企業の事業承継支援を目的とした事業承継ファンド、新型コロナ下にある地元企業の資本支援を目的とした事業再生ファンドの設立を検討しております。こうした取組みにより、取引先企業の発展、地域経済の維持・発展に貢献してまいります。

商号	株式会社常陽キャピタルパートナーズ (2021年1月1日付でいばらきクリエイト株式会社を商号変更)
所在地	茨城県水戸市南町二丁目5番5号 株式会社常陽銀行本店内
代表者	代表取締役 河内 潤
主な事業内容	ファンドの組成・運營業務 その他上記に付帯または関連する業務
設立予定日	2021年1月1日
資本金	10百万円
株主および持分比率	株式会社常陽銀行 100%

(※) いばらきクリエイト株式会社について

所在地	茨城県水戸市南町一丁目3番23号
代表者	代表取締役 広瀬 茂
主な事業内容	ファンドの組成・運營業務
設立日	2004年3月3日
資本金	10百万円

(2) 株式会社足利銀行にて設立する子会社

株式会社足利銀行は、当局への事前届出を前提として、出資金を拠出することにより以下の子法人を新設いたします。

本法人を新規設立後、株式会社足利銀行の子会社である株式会社あしぎん総合研究所がG P出資する既存ファンドの「組合員としての地位」を本法人に譲渡することで業務を開始いたします（2021年4月1日予定）。

併せて、本法人の設立に前後して、取引先企業の事業承継支援、新型コロナ下にある地元企業の資本支援、ベンチャー企業やIPOを目指す企業の支援等を目的とした新たなファンドの設立を検討しております。こうした取組みにより、取引先企業の発展、地域経済の維持・発展に貢献してまいります。

商号	株式会社ウイング・キャピタル・パートナーズ
所在地	栃木県宇都宮市鶴田一丁目7番5号 株式会社あしぎん総合研究所内
代表者	代表取締役 小又 正高
主な事業内容	ファンドの組成・運營業務 その他上記に付帯または関連する業務
設立予定日	2021年2月1日
資本金	70百万円
株主および持分比率	株式会社足利銀行 100%

3. 業績に与える影響

2021年3月期の当社業績（連結・単体）に与える影響は軽微であると予想しております。

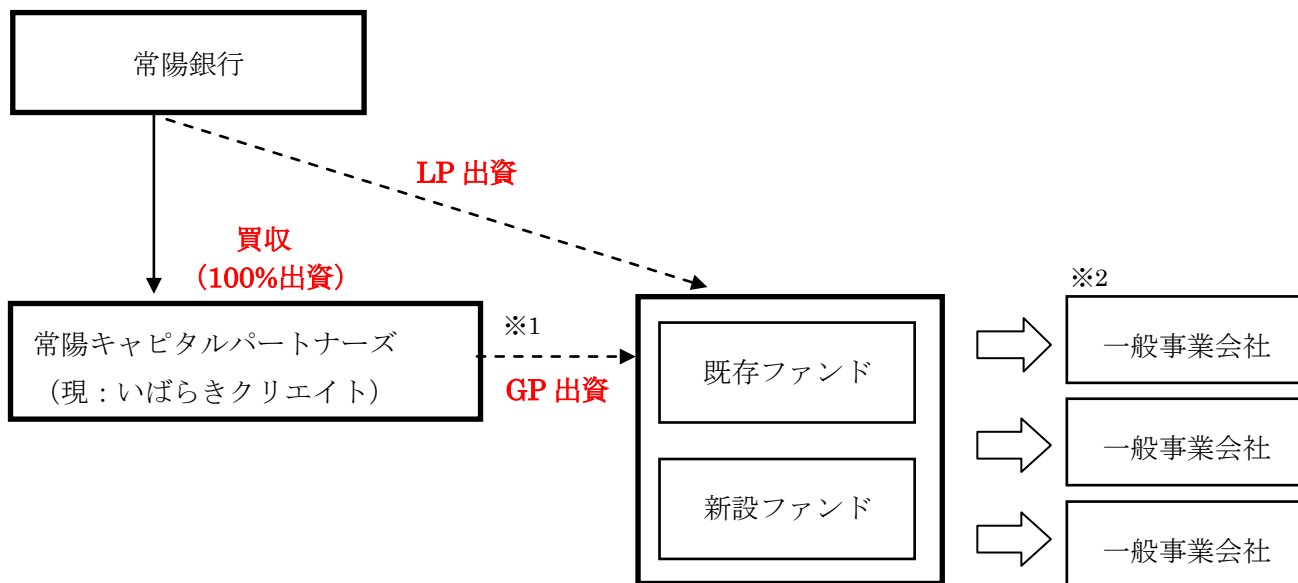
以 上

本件に対するご照会は下記までお願いいたします。

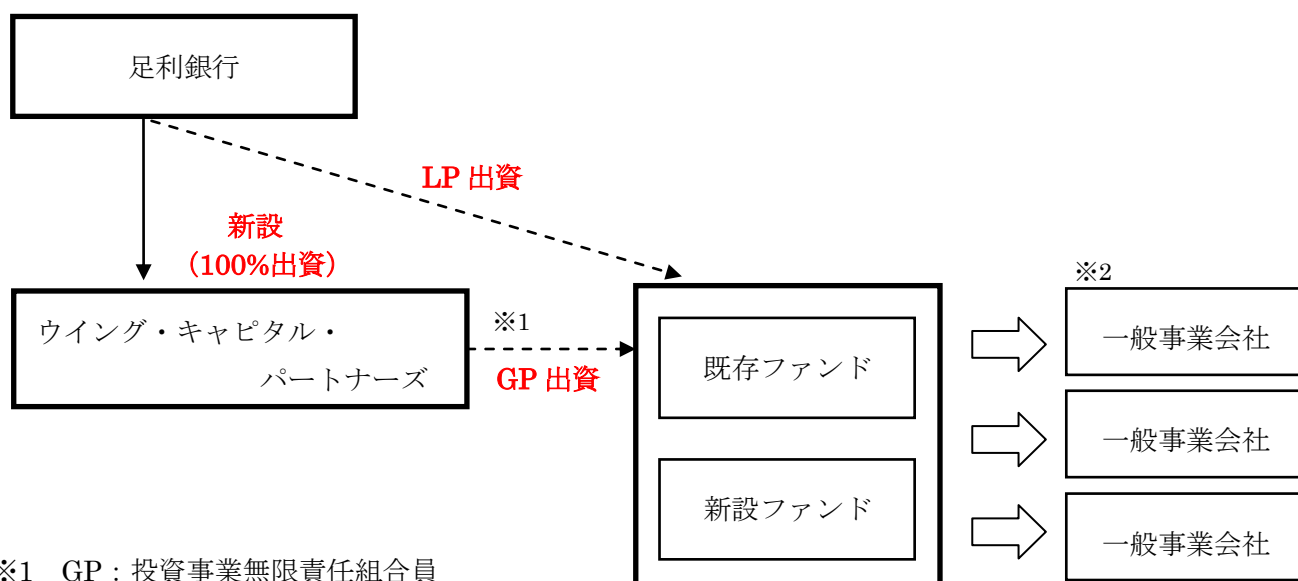
めぶきフィナンシャルグループ 経営企画部広報室 : 菊池 029-300-2605
企画グループ（水戸） : 今・濱口 029-300-1641
企画グループ（宇都宮） : 日向野・薄井 028-626-0218

【別紙】

1. 常陽銀行におけるファンド事業の全体図



2. 足利銀行におけるファンド事業の全体図



※1 GP : 投資事業無限責任組合員

LP : 投資事業有限責任組合員

※2 従来、銀行およびその子会社が国内事業会社の株式を保有する場合、一部の例外を除き、議決権の5%を超えた保有が認められておりませんでした。2019年10月の銀行法施行規則改正により、投資専門子会社が組成・運営（GPとして出資）するファンドを通じた議決権保有に限り例外が認められることとなり、例えば「特別事業再生会社（事業承継会社）」の議決権に関しては、5年以内を条件として、議決権の100%を保有することが可能となりました。